

静岡県建築基準条例の一部改正等について（平成 29 年 10 月 1 日施行） 質問と回答

No	項目	質問	回答
1	確認申請書等の添付図書	建築基準法施行細則の改正により、確認申請書等に「条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書」を添付することが定められたが、必要な図書とはどのようなものを想定しているのか	取扱い「静岡県建築基準条例第 10 条の 2 に係る添付図書について」に必要な図書を例示しておりますのでご確認ください。
2	施行日	「平成 29 年 10 月 1 日から施行する」とあるが、9 月 30 日までに確認申請を提出したのものにも適用されるのか	<p>改正条例等の施行日（10 月 1 日）以降に着工する建築物に適用します。</p> <p>9 月 30 日までに確認済証を取得した建築物であっても、10 月 1 日以降に着工する場合、建築主は、改正条例への適合を着工前に検証する必要があります。検証の結果、計画の変更が必要となる場合で、変更内容が軽微な変更該当しない場合には、計画変更確認申請が必要となります。</p> <p>【工事の着工について】 建築工事の施工を目的とした根切り工事・山留工事、基礎工事、または基礎杭打設等を開始する時をいう</p> <p>【審査時の考え方について】 確認申請書（第三面）[15.工事着手予定年月日]により適用の可否を判断するほか、審査期間等を考慮して適用の可否を判断することが望ましい。</p>

※No.2「施行日」について

□確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工
 ■確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

		H29. 10. 1		改正条例 の適合
①	□—■ △—	△—	▲	不要
②	□—■	△—	▲	必要
③	□—	■ △—	▲	必要
④	□—■ △—	○—●	▲	不要
⑤	□—■	○—● △—	▲	必要
⑥		□—■ △—	▲	必要

- ①④：着工が施行日（平成29年10月1日）前のため改正条例基準への適合は必要ありません。
 ②③⑤⑥：着工が施行日（平成29年10月1日）以降のため改正条例基準への適合が必要です。

No	項目	質問	回答
3	1次設計への適用	静岡県告示第 219 号 1 (1) による場合は、中地震時 (1次設計の地震力) についても適用されるのか	適用する。 許容応力度計算を実施する場合であっても、建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値に 1.2 を乗じて計算することが必要となります。
4	適用除外	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準第 5 の 1 の 1 - 1 (構造躯体の倒壊等防止) の等級 2 又は 3 の基準に適合する場合に適用除外とすることが規定されているが、1 - 2 (構造躯体の損傷防止) の等級 2 又は 3 の基準への適合は不要か	不要。 県告示第 219 号 2 項の規定により適用除外とする場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準第 5 の 1 の 1 - 1 (構造躯体の倒壊等防止) 以外の評価方法基準については、等級 2 以上とする必要はありません。
5	免震構造	免震構造であっても条例第 10 条の 2 第 1 項の規定は適用する必要があるか	必要。 免震構造についての適用除外はありません。
6	時刻歴応答解析	超高層建築物等で時刻歴応答解析による設計の場合にも条例第 10 条の 2 第 1 項の規定は適用する必要があるか	必要。 平成 12 年建設省告示第 1461 号四号イに規定する加速度応答スペクトルによる地震動 (告示波) による場合は、Z の数値に 1.2 を乗じて計算する必要があります。 ただし、四号イただし書きの「敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める地震動」(地域波) による場合は、1.2 を乗じる必要はありません。

No	項目	質問	回答
7	既存建築物への適用	既存建築物にも条例第10条の2第1項の規定は遡及適用されるのか	<p>既存建築物には遡及適用しない。</p> <p>法第3条2項の規定により既存不適格となる建築物で、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合についても、条例50条及び県告示220号の規定により、既存建築物については、遡及適用されないこととなっています。(ただし、既存の建築物と増築又は改築をする部分がエキスパンションジョイント等により構造的に分離している場合は、増築又は改築する部分については条例第10条の2第1項の規定が適用されます。)</p> <p>なお、規定上は遡及適用されませんが、増築等の機会を捉えて、既存部分についてもZ×1.2相当の耐震性を確保することが望ましいと考えています。</p>

※No.7「既存建築物への適用」について

条例第10条の2の規定の適用（増築又は改築の場合）		
区分	既存の部分	増築等の部分
既存の建築物と増築又は改築をする部分が一体となる場合	適用なし	適用なし
既存の建築物と増築又は改築をする部分がエキスパンションジョイント等により構造的に分離している場合	適用なし	適用あり

条例第10条の2の規定の適用（大規模の修繕、大規模の模様替え）		
区分	既存の部分	修繕等の部分
工事の規模等に関わらずすべての場合	適用なし	適用なし

No	項目	質問	回答
8	既存不適格建築物の増築等	既存不適格建築物に増築等をする場合、確認申請時にはどのような手続きが必要か	<p>確認申請図書において、条例第 10 条の 2 第 1 項について既存不適格であることの明示が必要です。</p> <p>既存不適格調書の“既存不適格となっている規定”の欄に「条例第 10 条の 2 第 1 項」と記載し、必要な図書を添付してください。</p> <p>【参考】</p> <p>平成 12 年以前に確認申請を取得した建築物については、行政指導により、ほぼ全ての建築物で地震地域係数の割増が実施されていたと考えられます。また、平成 12 年以降の適用率は 9 割程度となっています。</p> <p>(Zs の適用は S59.3～、H14.10 までは区域により 1.0、1.1、1.2 に区分。木造壁量 1.32 倍の適用は H14.10～、S58.2～H14.10 では偏心率>0.15、第 2 種地盤への割増あり)</p>
(9)	四号特例	四号建築物で建築士の設計によるものの特例は適用されるのか。	<p>許容応力度計算等により構造安全性を確認する場合、法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）については、細則第 3 条に基づき、県告示 219 号第 1 項（1）(Z×1.2)の規定について、確認申請等への図書の添付が省略できます。【四号特例あり】</p> <p>木造の壁量計算について構造安全性を確認する場合、県告示 219 号第 1 項（2）（3）(木造必要壁量×1.32)の規定については、図書の省略はできません。【四号特例なし】</p> <p>いずれの場合も、条例第 10 条の 2 への適合は必要です。</p>
10	施行日	施行日の適用について、複数棟の申請の場合、9 月 30 日までに工事着手した棟があれば、全体が改正条例への適合は不要か。	<p>不要。</p> <p>施行日（10 月 1 日）において、用途上不可分な複数の建築物のいずれかについて、「工事中」であれば、改正条例基準への適合は不要。</p>

No	項目	質問	回答
11	時刻歴応答解析	長周期地震動や観測波についても 1.2 倍する必要があるか	<p>不要。</p> <p>長周期地震動については、法律の規制ではない（技術的助言）ため、条例の適用は不要と考えます。</p> <p>観測波については、平成 12 年建設省告示第 1461 号四号イに規定する加速度応答スペクトルによる地震動によるものではないため、条例の適用はありません。ただし、観測波は告示波及びサイト波が適切なものか判断するために併用するものであるため、1.2 倍する方が望ましいと考えます。</p>
12	特定天井	特定天井に係る規定を適用除外としている理由は。	<p>特定天井の技術基準(平成 25 年国土交通省告示第 771 号)においては、稀な地震動（中地震）に対し天井の損傷を防止することにより、中地震を超える一定の地震に対しても脱落の低減を図ることとしています。</p> <p>県条例第 10 条の 2 に適合する建築物の主体構造は、令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値に 1.2 を乗じて計算することにより変形の抑制が見込まれることから、特定天井単独の耐震性が告示同等であっても、基準法レベルの建築物に特定天井を設置した場合に比べ、脱落の危険度は低いと考えられます。そのため、特定天井の規定には条例による割増は求めないこととしました。</p> <p>なお、設計の初期の段階で、天井の必要性、天井の軽量柔軟化、揺れが生じ難い形状の天井、変形を抑えた構造計画とするなどの検討を行うことが望ましいと考えます。</p>

No	項目	質問	回答
13	壁量計算	<p>木造の壁量計算において、条例により 1.32 倍の割増が必要となるが、品確法の等級 2 (1.25 倍) が適用除外となる理由は。</p>	<p>1.32 とは、県指針に規定する、Z_s による倍率 (1.2) と、真の耐震性能のばらつきによる倍率 (1.1) を乗じたものです。</p> <p>真の耐震性能のばらつきによる倍率 (1.1) は以下のとおり、住宅の品質確保の促進に関する法律 (品確法) と建築基準法の壁量計算の差についての割増のため、品確法の耐震等級 2 の場合は、条例に適合することになります。</p> <p>【真の耐震性能のばらつきによる倍率 (1.1) について】</p> <p>壁量計算には、「建築基準法で定める略算手法」と、「品確法で定める精算手法」がある。建築基準法が想定する地震動に対しては、どちらの手法で検討を行っても耐震性能の評価は同程度となる。しかし、壁の量が多くなると、精算手法に比べ略算手法は耐震性能が高く評価される傾向にあり、実質的な耐震性能の評価値に誤差が生じる。</p> <p>この誤差は、精算手法において、必要壁量に対して 1.0~1.5 倍の壁が設けられている場合には、平均として 1.1 倍程度である。したがって、略算手法を用いて、建築基準法で求める耐震強度の 1.2 倍を確保するためには、1.2 だけでなく 1.1 の割増しも必要となる。</p> <p>なお、1.1 倍割増しは、指針 2002 年版より導入された。</p>

No	項目	質問	回答
14	壁量計算	壁量計算の四分割法に 1.32 倍は適用するか (指針では適用しなくてよいとなっている)	<p>不要。</p> <p>県告示 219 号では、政令第 46 条第 4 項に規定する各階の床面積に表 2 に掲げる数値を乗じて得た数値 (必要壁量) に 1.32 を乗じることを求めている。</p> <p>四分割法は、H12 建設省告示 1352 号により、側端部分の床面積に表 2 に掲げる数値を乗じて側端部分の必要壁量を求めるため、県告示 219 号の割増は適用されない。</p>
15	静岡県建築構造設計指針	今回の条例改正の内容は、今まで行ってきた Z_s の規定とどう違うのか? $Z_s=1.2$ や必要壁量の 1.32 倍は義務では無かったということか?	<p>今回の条例改正の内容は、「静岡県建築構造設計指針・同解説 (県指針)」で定めていた、“2.5.2 静岡県地震地域係数 (Z_s)” と “6.2.7 耐力壁 (木造)” の規定を条例化したものです。内容については、県指針と同様です。</p> <p>また、県指針は建築基準法第 6 条に規定する、建築関係規定ではないため、県指針に準拠しないことにより、建設が不可能となるものではありません。</p> <p>【静岡県建築構造設計指針・同解説について】 静岡県では、想定される東海地震の震源域を含む南海トラフ巨大地震に対しても建築物等の地震に対する安全性を確保するため、県指針を策定しています。今回、条例化した規定以外の内容についても、その趣旨に基づき、引き続き準拠していただくようお願いします。</p>

No	項目	質問	回答
16	工作物、建築設備	工作物、建築設備には条例の規定は適用されないか？	<p>適用しない。</p> <p>(工作物) 条例第 10 条の 2 第 1 項の規定は“建築物”の構造耐力に関する基準を定めたものであるため、工作物には適用されません。 なお、「静岡県建築構造設計指針・同解説（県指針）」では、“8.7 工作物の構造計算”において、静岡県地震地域係数（Zs）を準用することを推奨しているため、適用することが望ましいと考えます。</p> <p>(建築設備) 県告示 219 号第 1 項（1）イにおいて適用除外となります。 なお、「静岡県建築構造設計指針・同解説（県指針）」では、“2.5.5 建築物の各種付属部分の地震力”において、屋上から突出する各種付属部分（建築設備を含む）について、静岡県地震地域係数（Zs）により割り増した水平震度により検討することを推奨しています。 また、昇降機については、「昇降機の耐震設計における地域係数の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 7 月 3 日、住安第 3044 号）において、地域係数は 1.2 とするよう取り扱いを定めておりますので、引き続き適用をお願いします。</p>

No	項目	質問	回答
17	壁式 R C 造の耐力壁	壁式鉄筋コンクリート造の基準を定める告示 (H13 国交告示 1026 号) の耐力壁の規定において、第 6 三号口の Z の数値に 1.2 を乗じる必要があるか。	<p>不要。</p> <p>H13 国交告示 1026 号第 6 第三号口は、Z が 1.0 未満の地域において、必要な耐力壁の長さを低減するための規定であり、Z=1.0 の地域（静岡県）については適用されないと考えます。</p> <p>なお、同告示第 1 第三号による壁率の計算については、$Z \times 1.2$ の規定が適用されます。</p>
18	四号特例（中間検査）	木造四号建築物の中間検査の検査項目は？	<p>軸組の「種類」及び「位置」。</p> <p>条例第 10 条の 2 第 1 項による木造の壁量計算における必要壁量の割増の規定は、法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）における検査の特例（法第 7 条の 5）の対象では無いため、中間検査においても条例の規定への適合を確認する必要があります。</p> <p>検査項目のうち、軸組の「種類」の確認項目には、筋かいに用いる木材の寸法（厚さ及び幅）や、構造用合板等の種類・厚さ・くぎの種類・くぎの間隔を含むと考えます。なお、筋かいや柱の接合金物については、四号特例の対象となります。</p> <p>また、軸組の「種類」や「位置」の変更があった場合は、変更後の状態が条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に適合していることを確認する必要がありますのでご注意ください。</p>

No	項目	質問	回答
19	図書省略認定	<p>規則第1条の3に基づく認定（図書省略認定）を取得している建築物の「条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書」はどのような図書を添付すればよいか。</p>	<p>取扱い「静岡県建築基準条例第10条の2に係る添付図書について」のケース C (P5～) においては、以下の2種類の添付図書により条例への適合を確認することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県建築基準条例第10条の2の規定への適合性を確かめた旨の証明書（以下、「証明書」という。）」（参考様式） ・証明書の記載事項を証する図書 <p>（「証明書の記載事項を証する図書」について）</p> <p>規則第1条の3第一号ロ(2)に基づく認定（以下、「図書省略認定」という。）を取得した建築物は、確認申請の際に、通常構造計算書の図書省略を行う代わりに、国土交通大臣が指定する構造計算の計算書（チェックシートや簡易計算書等）を添付することとなっています。</p> <p>「条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書」においては、図書省略認定で認められた計算手法（チェックシートや簡易計算書等）を用いて、その計算過程でZを1.2と置き換えて入力するなどして条例への適合を確認した場合、計算の入力条件や計算結果の当該箇所を抜粋した図書の一部を「記載事項を証する図書」として扱います。なお、図書省略認定で認められた計算手法以外の構造計算を行う場合は、その構造計算書の全てを「記載事項を証する図書」として扱います。</p>

No	項目	質問	回答
20	中間検査時の壁量計算書	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の耐震等級2を取得している建築物についても、中間検査時に壁量計算書の提出は必要か？	<p>必要。</p> <p>建築基準法施行細則第6条の2により、政令第46条第4項（木造の壁量計算）の適用を受ける建築物は、「筋かいの位置及び種類を明示した図書」及び「壁量計算書」を中間検査申請書に添付すること（建築確認申請書に添付した場合を除く）を規定しています。</p> <p>品確法の耐震等級2を取得している建築物については、県条例第10条の2の規定の適用除外となるため、確認申請書に添付する「条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書」は住宅性能評価書の写し等のみとなりますが、中間検査時には壁量計算書等の添付が必要となります。</p>
21	四号特例	建築確認を取得（必要壁量×1.32の基準に適合）した後、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の耐震等級2を取得した場合の扱いは？	<p>品確法の耐震等級2の評価を取得した場合、県条例第10条の2の規定の適用除外となります。</p> <p>四号建築物については、中間検査又は完了検査申請時に住宅性能評価書の写し等を提出することにより、法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）における検査の特例（法第7条の5）の対象となります。</p> <p>なお、耐震等級2の取得に伴い、軸組の位置等の変更があった場合は、中間検査申請書に変更後の「筋かいの位置及び種類を明示した図書」及び「壁量計算書」を添付してください。</p>

No	項目	質問	回答
22	準耐火構造の層間変形角	<p>木造軸組工法の準耐火構造建築物で、“層間変形角の 1/150 以下”の確認において、「準耐火建築物の防火設計指針（発行：日本建築センター）」による簡便な判定方法（必要壁量×1.25 を満たすことを確認）を使用する場合、$1.32 > 1.25$ であるため、県条例を適用していれば満足していると判断されるか？$1.65 (1.2 \times 1.32)$ 倍を満たす必要があるか？</p>	<p>1.5 倍 (1.25×1.2) を満たす必要がある。</p> <p>令第 109 条の 2 の 2 に規定される準耐火構造の層間変形角 (1/150 以内) の規定は、地震時の建築物の変形により、防火被覆等の防火上有害な変形、脱落等を防ぐための制限である。</p> <p>県条例の改正により、建築物の計算に用いる地震力は 1.2 倍 ($Z \times 1.2$) とすることが必要なため、簡易方法による場合も 1.2 を乗じる必要があると考える。</p> <p>なお、1.1 倍 (ばらつき係数) については考慮しなくて良い。</p>